

平成31年度「災害対応研修会」

農地・農業用施設災害復旧事業

鹿児島県 農政部 農地保全課 農地防災係

I 事業制度

II 査定で気づいたこと

III 農地・農業用施設災害
復旧事業委託業務参考資料

I 事業制度

目次

- 1 農地・農業用施設災害復旧事業の関係法令
- 2 災害復旧事業の対象となる災害
- 3 事業の対象となる農地・農業用施設
- 4 国庫補助の対象とならない災害復旧事業
- 5 一箇所工事
- 6 災害復旧事業費の取扱
- 7 災害復旧事業費の手続き（発生から査定まで）
- 8 写真
- 9 農地復旧に関する取扱
- 10 総合単価
- 11 ブロック積工選定表

1 農地・農業施設災害復旧事業の関係法令

- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（通称「**暫定法**」）（昭和25年）
- 同法施行令（昭和25年）
- 同法施行規則（昭和25年）
- 農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年）
- 農地農業用施設災害復旧事業査定要領（昭和40年）
- 農地農業用施設災害復旧事業計画概要書等作成要領（平成5年）
- 農地農業用施設災害復旧事業の査定に関する了解事項（昭和40年）

2 災害復旧事業の対象となる災害

○ 暴風，洪水，高潮，津波，地震，雪害，融雪害，干害，地すべり，落雷，噴火等の異常な天然現象により生じた災害

ア) 雨量

- ・ 最大24時間雨量が80mm以上
- ・ 時間最大雨量が概ね20mm以上

イ) 風速

- ・ 最大風速（10分間最大風速の最大）が15m/sec以上

ウ) 干ばつ

- ・ 連続干天日数（日雨量5mm未満の日を含む）20日以上

エ) 地震

- ・ 震度の規定なし

オ) 火山噴火の降灰等

【農地】

- ・ その筆における降灰等の平均厚さが2 cm以上
(粒径1mm以下の場合)
- ・ その筆における降灰等の平均厚さが5 cm以上
(粒径0.25mm以下の場合)

【農道】

- ・ 埋没により農道の通行を不可能又は著しく困難とするもの

【水路】

- ・ 水路断面の3割以上が埋塞した場合

カ) 高潮

- ・ 異常潮位が観測されたことを証明するものが必要

3 事業の対象となる農地・農業用施設

(1) 農地

- 土地台帳の地目によって区分せず、**その土地の現況**によって区分する。
- 工種区分としては、田、畑及びわさび田

具体的には、

- ア) 現に耕作している土地（肥培管理を行っている土地をいう）であって、水田、畑地のほか、果樹園、飼料作物栽培地、茶園等を含む。
- イ) 実験農場、採草地、放牧地、耕作許可のない河川敷地内の耕地、地目転用予定の農地及び**家庭菜園**は、**農地として扱わない。**

出荷証明を求められる場合がある

被災状況（農地）



(2) 施設

○ 農業用施設とは、農地の利用又は保全上必要な公共的施設（**受益戸数2戸以上**）

具体的には、

ア）かんがい排水施設

用・排水路（隧道，暗渠，水路橋，樋管，樋門等），
ため池（ダムを含む），頭首工，揚水施設等

イ）農業用道路（橋梁を含む，**有効幅員1.2m以上**）

農業用に利用される道路（道路法による認定道路は
含まない），橋梁，索道

ウ）農地又は農作物の災害を防止するための施設

干拓堤防，海岸堤防（負担法適用分を除く），土壌
浸食防止等の土留工，承水路工等の農地保全施設等

工種区分は，以下の8つ

ため池，頭首工，水路，揚水機，堤防，
道路，橋梁，農地保全施設

留意点

施設災害の場合，査定時に「維持管理が悪くそれが原因で被災した」と見なされるケースがある。

そのため，維持管理状況（草刈り，溝さらえ等）を説明する資料を提示する必要有り。

例えば，維持管理状況写真。無ければ，記録簿等。もちろん受益2戸以上。

被災状況（農業用施設）



ため池



頭首工

被災状況（農業用施設）



水路



水路と田

被災状況（農業用施設）



道路



道路

被災状況（農業用施設）



橋梁



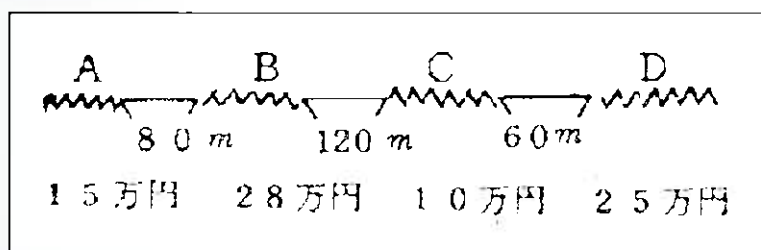
4 国庫補助の対象とならない災害復旧事業

- 一箇所の工事の費用が40万円未満のもの。（注）
- 被災の事実はあるが、当年（1月1日～12月31日）災害によらないもの。（過年災）
- 経済効果の小さいもの（有効幅員1.2m未満の農業用道路等）。
- 維持工事としてみるべきもの。
- 明らかに設計の不備又は工事施工の疎漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの。

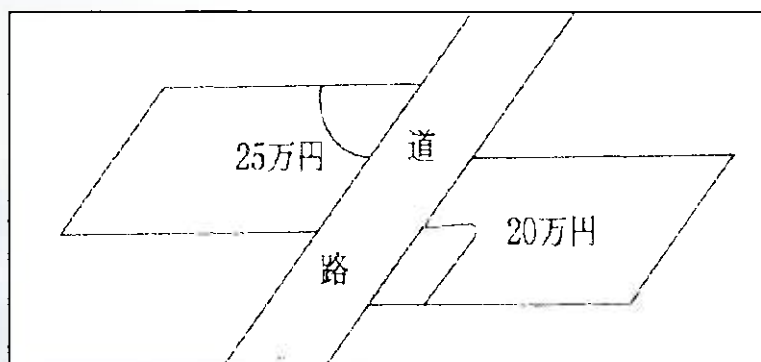
（注）一箇所の取扱については、特例がある。「5 一箇所工事」参照

5 一箇所工事

ア) 1つの施設について被災した箇所が**150m以内**
(最短水平距離)の間隔で連続している場合。



$$15\text{万} + 28\text{万} + 10\text{万} + 25\text{万} = 78\text{万} \geq 40\text{万}$$



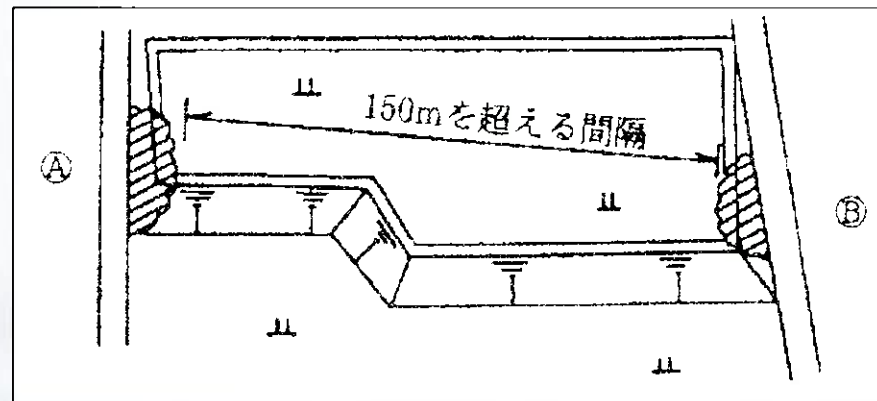
$$25\text{万} + 20\text{万} = 45\text{万} \geq 40\text{万}$$

道路や水路を隔てていてもOK

イ) 1つの施設について被災した箇所が**150mを越える**
間隔で連続しているが、工事を**分離して施工する**
ことが、**施設の効用上困難又は不適當な場合。**

※1つの施設としてまとまっている頭首工，ため池，
用排水機場等

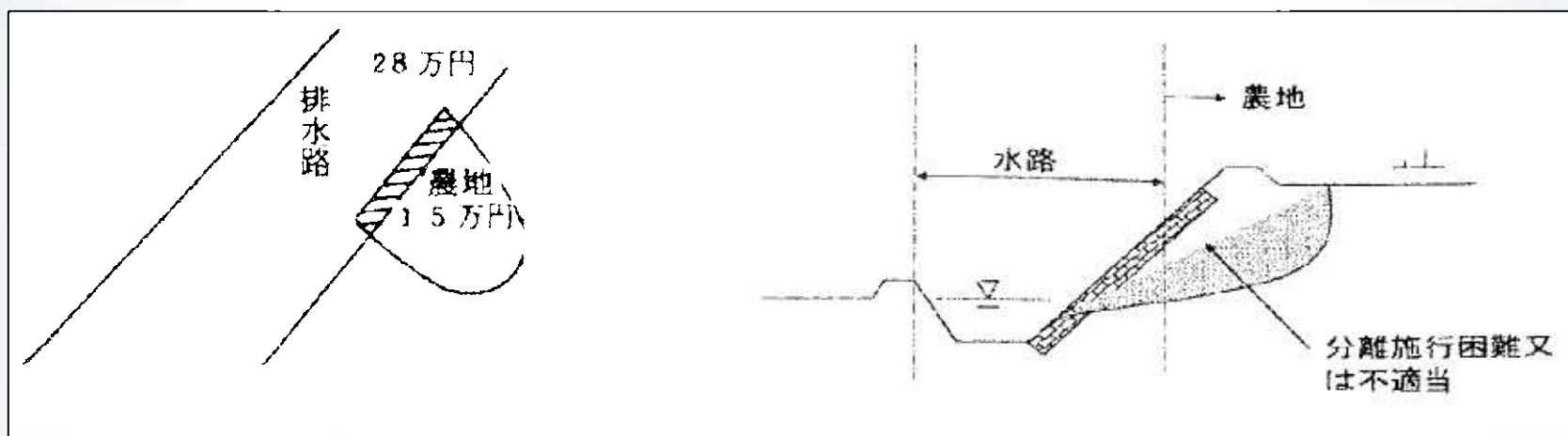
※水田の場合



$$A + B \geq 40 \text{万}$$

同筆内の水田畦畔が被災した場合は，貯留機能上
分離施工不適當であるため，一箇所工事となる。
(ただし，畑には適用できない)

ウ) 2以上の施設にかかる災害で、工事を分離して施工することが両施設の効用上困難又は不適當な場合。



$$28万 + 15万 = 43万 \geq 40万$$

6 災害復旧事業の取扱

(1) ほ場整備事業地区に係る取扱

○ 計画地区に係るもの

ア) 計画中の地区及び計画は完了していても未着手の地区については、**災害復旧事業**。

○ 着工が確定している地区に係るもの

ア) 工事施工中の区域（当該年度の予算及び工事の範囲が確定し、現に工事が実施されている区域）に係るもの。

→ **災害復旧事業の対象としない。**

ただし、工事の一部が完成し、耕作しうる状態に至っているもの等は、災害復旧事業の対象。

イ) 当該区域の予算は確定しているが未着手に係るもの。

→ 工事費を比較したうえで災害復旧事業費を決定。

(2) 二重採択防止に関する取扱

- 河川や県道・市町村道等に係る災害において、国費の重複支出を防止するために国土交通省と農林水産省との間で覚書を取り交わしている。
- 予め当事者間で協議して、事業主体ごとの区分を決定しておく。

7 災害復旧事業の手続き（発生から査定まで）

① 災害発生



② 被害報告（1箇所40万円未満の小災害も含む）
（市町村→県振興局等→県庁→農政局）

- ・発生から2週間以内に確定
- ・被害額 $\geq$ 申請額

②' 応急仮工事

- ・被害の拡大を防止するため、事業主体（市町村）の判断で実施する仮設的な工事。
- ・仮工事実施後、詳細な測量設計を行い、査定を受ける。

③ 測量設計



③' 応急本工事 (査定前着工)

- ・ 本工事の一部又は全部を査定前に行う工事。
- ・ 事業主体が査定前に県及び国と協議し、承認を受けた後に着工が可能。
- ・ 本工事実施後査定を受ける。

④ 災害査定

- ・ 災害発生から概ね2ヶ月半後に実施。
- ・ 災害発生年の12月までに完了させる。
- ・ 原則として、実地査定。ただし、事業費200万円以下や、やむを得ない場合は机上査定。

◎ 大規模災害時の査定の効率化

- ・ 激甚災害の場合で一定条件を満たす場合、机上査定の「上限事業費200万円」を査定対象件数の概ね9割をカバーする金額まで引き上げ。
→ より説得力のある写真が求められることとなる。

(1) 暫定法の対象となる応急仮工事

ア) 応急仮工事の例

- ・被災した施設の増破を防止するための工事。
- ・農地等への洪水流入を，仮締め切りにより防止するための工事。
- ・作物被害を防止するために行う湛水排除工事。

イ) 適用

- ・1箇所の応急仮工事費用が20万円以上，かつ応急仮工事の費用を除く復旧工事の費用が40万円以上。

ウ) 留意事項

- ・個人が行った応急工事は補助対象外となる。

(2) 応急本工事

ア) 要件（特別の事情）

- ・被災施設又は被災施設に関連する施設の増破防止，若しくは，作物，人家，公共施設等への被害を防止するために緊急に着工する必要のある箇所（農地を含む）。
- ・緊急に復旧すれば作付けに間に合う農地等の復旧箇所。

イ) 手続き等

- ・応急本工事の必要性は事業主体が判断するが，**事前に県及び農政局に協議し，承認を得た後に着工する。**
- ・1箇所の応急本工事の費用は**40万円以上。**

8 写真

(1) 一般事項

- ア) 被災後できるだけ早い時期に撮影する。
- イ) 被災状況が明確になるように草木等の刈り払い後に撮影する。
- ウ) 被災原因（洪水の痕跡等），受益地又は背後農地等の状況などの被害状況全体写真を撮影する。
- エ) 全景写真と，横断，縦断，被災部の部分詳細（破損，亀裂，漏水等の確認），起終点の状況（未被災部分等）等の各部分の被災が確認できる写真に分けて撮影する。

(2) 農地

- ア) 被災農地の全景及び一筆ごとの状況が判るように撮影する。
- イ) 被災延長，畦畔高・幅，耕土厚，流入・流出土砂量等が確認できるように撮影する。
- ウ) 耕土厚の撮影に当たっては，スタッフ等を用い，厚さが確認できるよう近接撮影する。
- エ) 流入・流出土砂量の撮影に当たっては，その範囲が判るような全景及び堆積・流出耕土厚が確認できるようスタッフ等を用いて近接撮影する。
- オ) 流入土砂を10mメッシュによる坪掘りで測定した場合は，1筆につき2～3箇所の写真を撮影する。

以 前



現 在

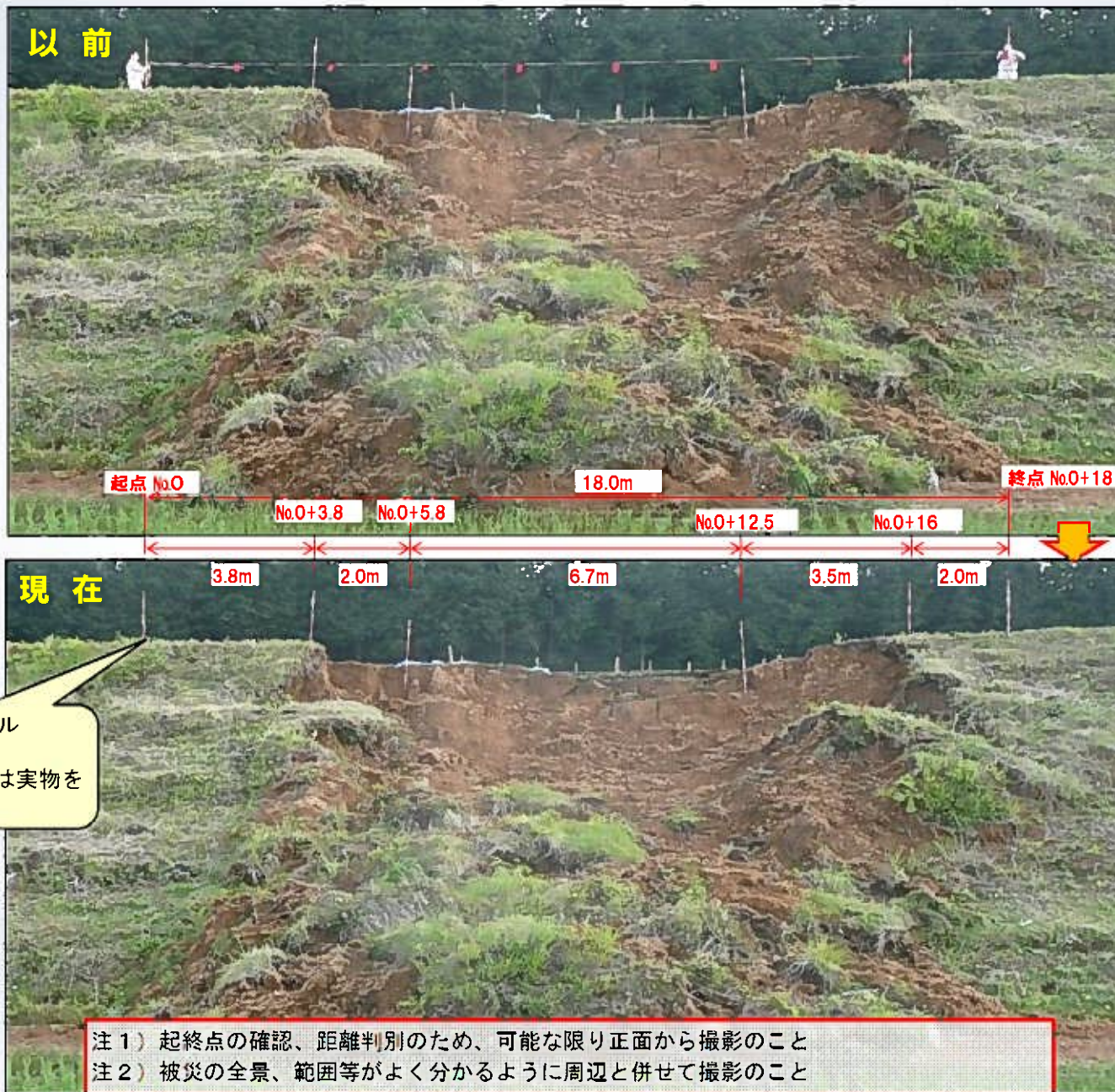
測点ボール

※ ボール、木杭は実物を設置すること



距離表示の例

注1) 起終点の確認、距離判別のため、可能な限り正面から撮影のこと
注2) 被災の全景、範囲等がよく分かるように周辺と併せて撮影のこと





断面をポール横断測量の実施
※ ポール横断測量に9名もの
人員を配置
(写真は人を消してる)



被災前断面の表示

危険なポール横断測量を省略

測点ポール

※ ホール、木杭は実物を
設置すること

注1) 全景写真に測点表示するなど、横断写真の位置関係が
判るように工夫すること
注2) 断面地点の位置が解るように、測量作業時の写真活用
など工夫すること

(3) 水路

ア) 被災箇所の変長，断面，法高及び法幅等が確認できるように撮影する。

イ) 断面については，開水路にあっては変化点及び側壁等にポール等を立て，その間に別のポール等を置いて撮影する。

管水路にあっては管の外側にポール等を立て，その間に別のポール等を置いて撮影する。

また，部材厚や規格等が確認できるよう近接撮影する。

ウ) 起終点，上下流部の未被災部分についても上記と同様な方法により撮影する。



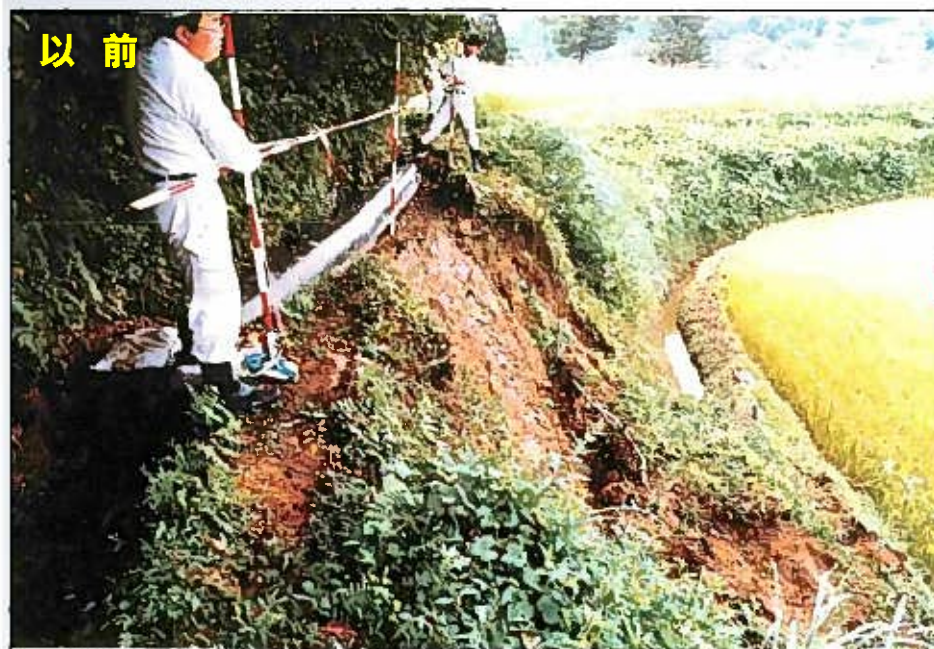
測点ポール

※ ポール、木杭は実物を設置すること

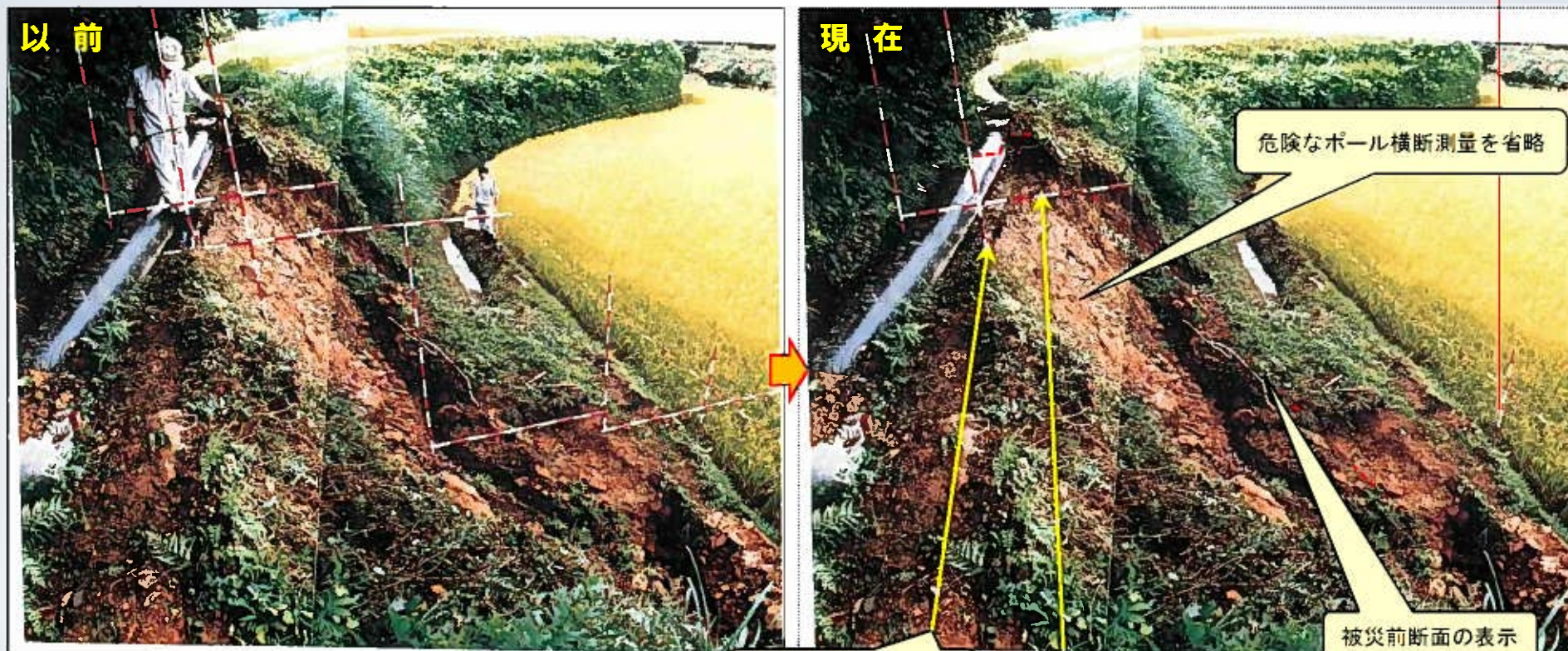
距離表示の例

スケール貼付の例
(引き出し線に目盛を表すことでも可)

注1) 起終点の確認、距離判別のため、可能な限り正面から撮影のこと
注2) 被災の全景、範囲等がよく分かるように周辺と併せて撮影のこと



注 1) 起終点の確認、距離判別のため、可能な限り正面から撮影のこと
 注 2) 被災の全景、範囲等がよく分かるように周辺と併せて撮影のこと



測点ポール
※ ポール、木杭は実物を設置すること

水平方向・距離確認用ポール (2m)

注1) 全景写真に測点表示するなど、横断写真の位置関係が判るように工夫すること
注2) 断面地点の位置が解るように、木杭設置、測量作業時の写真活用など工夫すること

(4) 道路

- ア) 被災箇所の延長，道路幅員，法高及び法幅等が確認できるように撮影する。
- イ) 道路幅員については，起終点の未被災部分の道路幅員の両端にポール等を立て，その間に別のポール等を置いて撮影する。
- ウ) 崩土が堆積した場合は，残余の幅員が確認できるように撮影する。
- エ) 法高及び法幅については，被災箇所のほか起終点前後の未被災部分についても1断面ずつ撮影する。





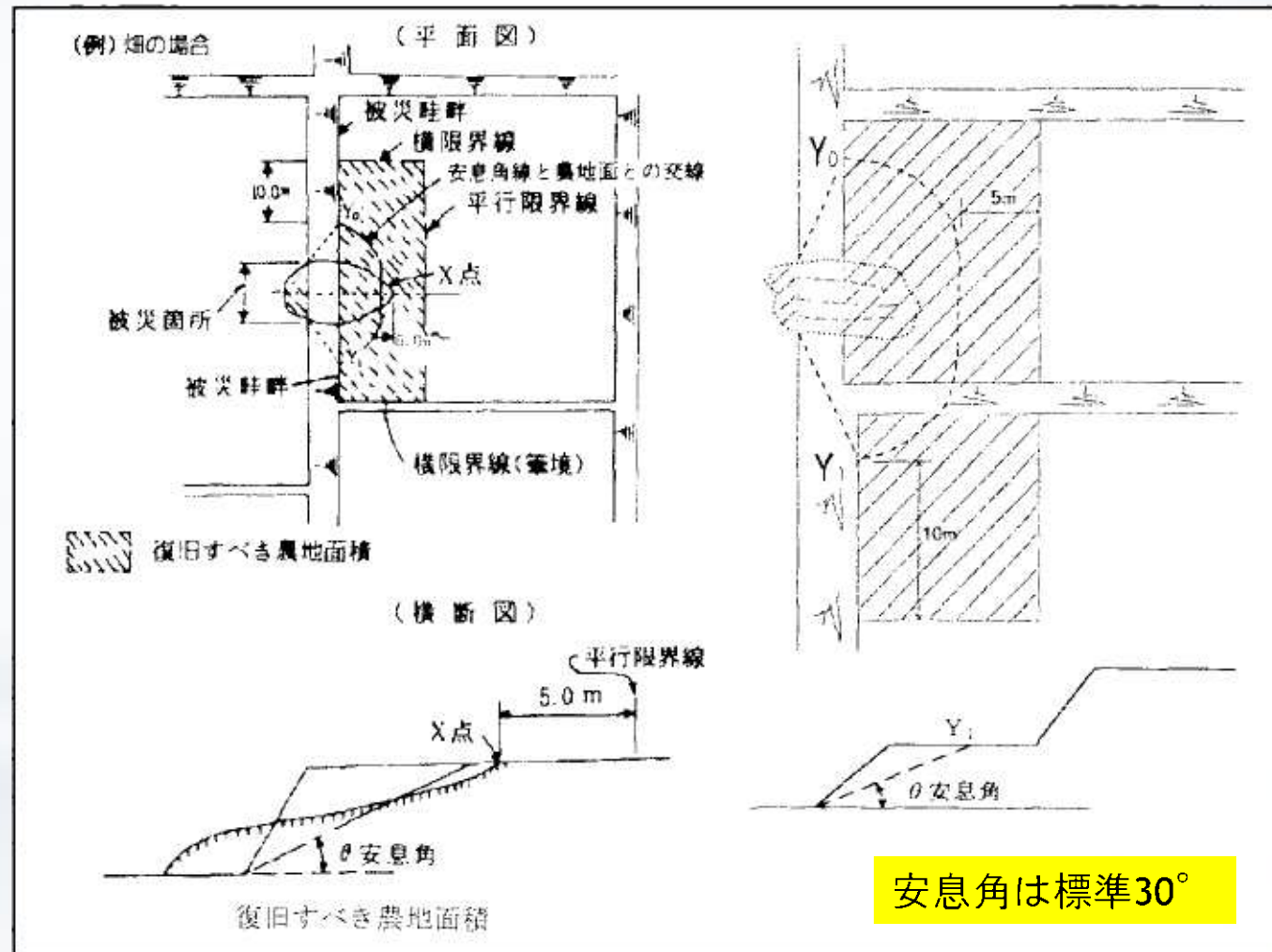
- 注1) 全景写真に測点表示するなど、横断写真の位置関係が判るように工夫すること
- 注2) 断面地点の位置が解るように、木杭設置、測量作業時の写真活用など工夫すること

9 農地復旧に関する取扱

(1) 復旧すべき農地面積の算出

- ア) 平坦地の畑にあっては復旧実面積とし、水田にあっては被災した畦畔の用水貯留機能を考慮して、その畦畔が支配する1筆の面積とする。
- イ) 傾斜畑の復旧すべき農地面積は、水平面積とする。
- ウ) 水田の復旧すべき農地面積には、畦畔面積は含まない。
- エ) 復旧すべき農地面積は実面積とし、原則として実測により算定する。（水土里情報システム等のGISを含む）

○ 復旧すべき農地面積（畑）の考え方



(2) 農地の復旧限度額

$$\text{復旧限度額(千円)} = \text{農地面積(アール)}^{0.682} \times 1000 \times K$$

- 農地復旧にあたっては限度額が決められている。
- 平成29年から、従来の傾斜度に応じた単価スライドから「被災面積に応じた単価スライド」へ変更された。
- **取扱注意事項**
 - ア) 換算係数「K」は、毎年度通知される。
 - イ) 農地面積はアール単位（小数点以下4位切捨），算定される限度額は千円単位（千円未満切捨）とする。
 - ウ) 農地復旧限度額の算定に用いる復旧すべき農地面積は，1箇所の農地面積とする。
但し，1箇所に複数工区ある場合は，複数工区の合計面積とする。

(3) 農地復旧における留意点

○ 受益者負担について

- ア) 農地復旧においては受益者負担が生じる場合が多い。
- イ) 受益者の負担割合は市町村ごとに異なるため、最終的に事業を申請するかどうかは、市町村が受益者に確認してからとなる。
- ウ) このため、早めに測量設計を行い事業費を算出する必要がある。

○ 限度額を超えた場合

- ア) この場合、限度額を超える部分の復旧費は受益者負担となる市町村がほとんどであるが、受益者の同意を得たうえで、全体額を申請する場合が多い。
- イ) 全体額で申請した場合は、限度額査定となる。

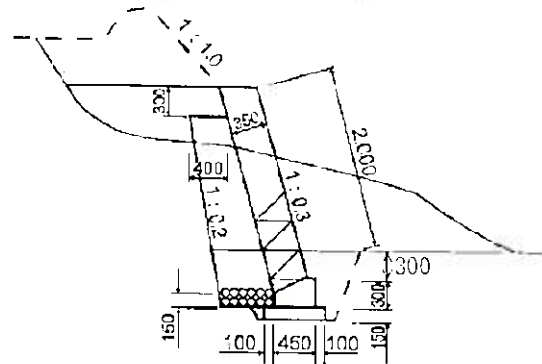
1 0 総合単価

- 査定事務効率化のため，諸経費，消費税を含む単価を予め定めたもので，毎年単価は変わる。
- 平成28年災までは総合単価の適用範囲が500万円までとされていたが，平成29年災からは，条件付きでこれが撤廃された。
- 今後は総合単価を用いた申請が増加すると思われるため，次項以降に示す標準図を念頭に設計する。
- **適用上の留意事項**
 - ア) 総合単価には残土処理は含まれない。
 - イ) 仮設工は現場条件に応じて適切に計上する。
なお，複数工区におよぶ水替工については，現場に応じて必要な延長を計上する。

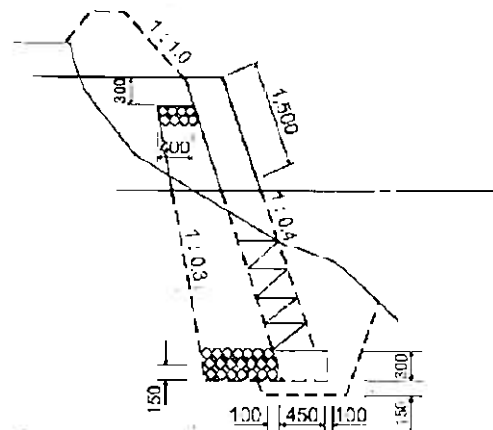
「総合単価」の例（平成28年災）

練 積 ブ ロ ッ ク

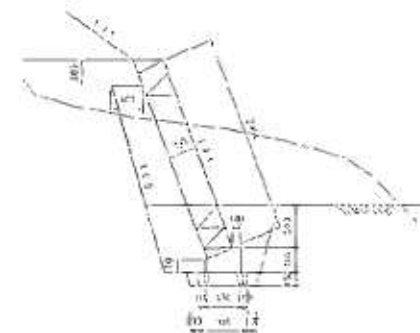
- 1 農地畦畔用（残土小運搬あり）
- 2 農地畦畔用（残土小運搬なし）
- 91 農地畦畔用（残土小運搬あり・小規模機械）
- 92 農地畦畔用（残土小運搬なし・小規模機械）



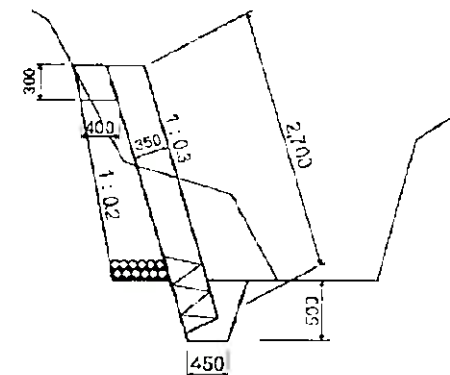
- 5 基礎コンなし
- 95 基礎コンなし（小規模機械）



- 3 施設用（残土小運搬あり）
- 4 施設用（残土小運搬なし）
- 93 施設用（残土小運搬あり・小規模機械）
- 94 施設用（残土小運搬なし・小規模機械）



- 6 岩着タイプ
- 96 岩着タイプ（小規模機械）

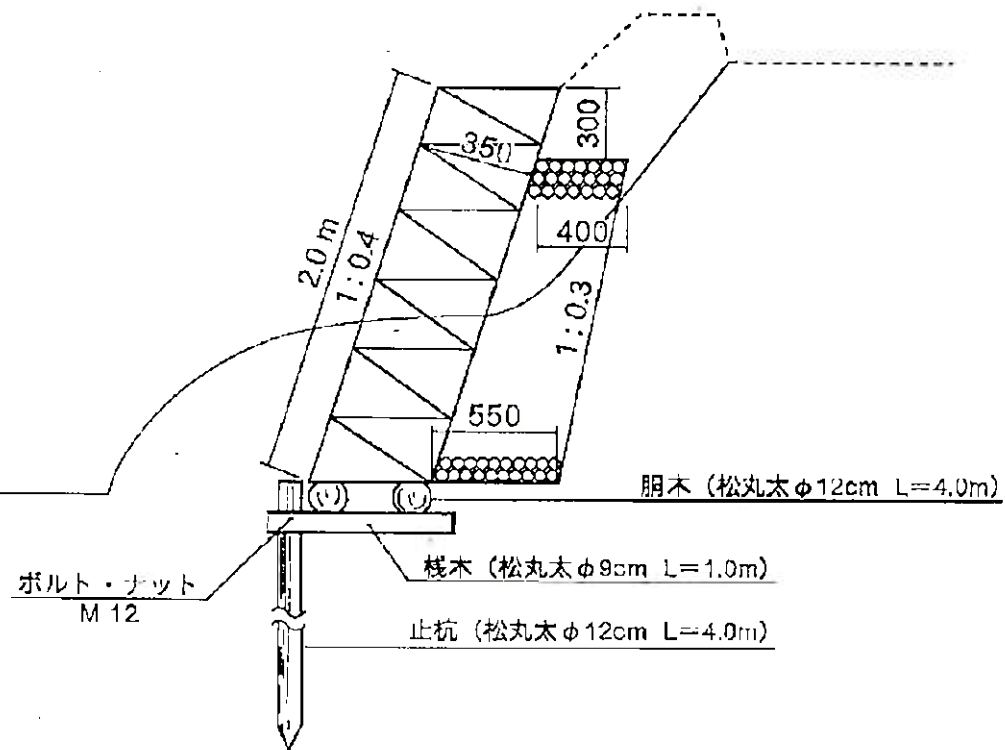


「ブロック積工」留意事項

- 「小規模機械」の適用条件は、進入路幅員が2.5m以下（査定設計書に状況写真添付）の場合、又は、対象土量100m³程度までの場合。
- 適用機種は、バックホウ：山積0.28m³
ダンプトラック：4t積（L=2km）

7 軟弱地盤用
97 軟弱地盤用 (小規模機械)

(梯子胴木基礎)

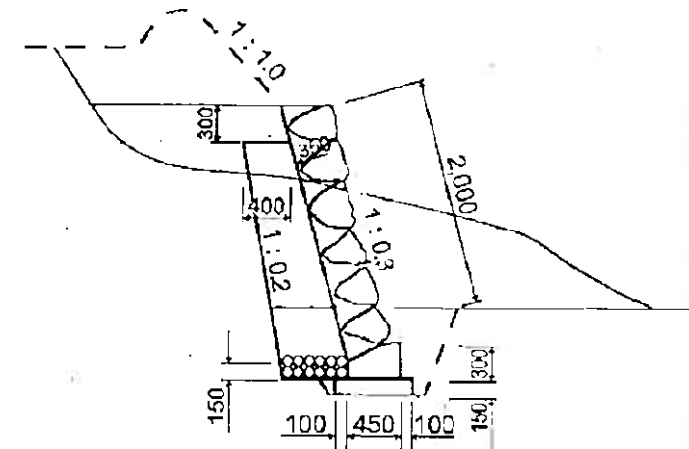


石 積

8 (現場発生材: 購入材 = 8:2)

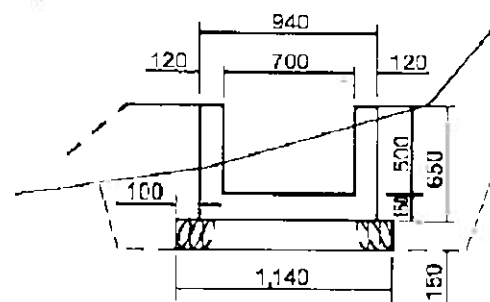
9 (現場発生材: 購入材 = 5:5)

103 (現場発生材: 購入材 = 2:8)

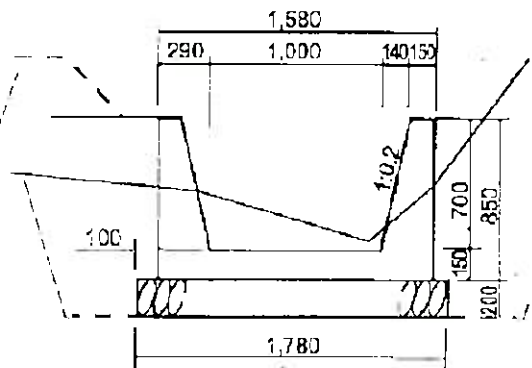


現場打三面張水路、現場打二面張水路、底張工

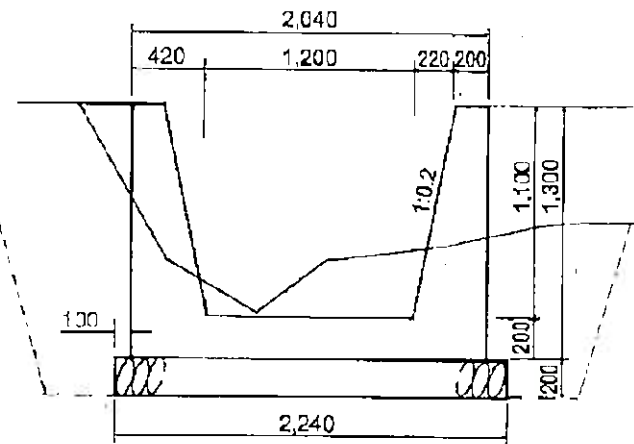
11 三面張水路 H=0.5m以下



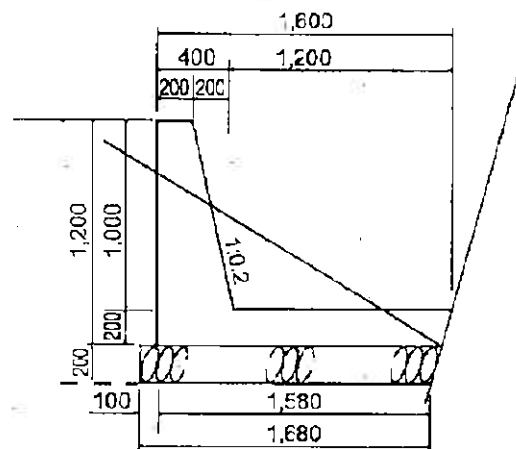
12 三面張水路 H=0.5超～0.8m以下



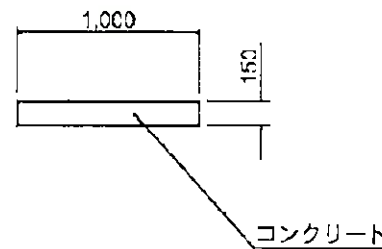
13 三面張水路 H=0.8超～1.3m以下



14 二面張水路



15 底張工



コンクリート

鉄筋コンクリート柵渠・鉄筋コンクリートU型・コンクリート擁壁・コンクリート舗装・アスファルト舗装

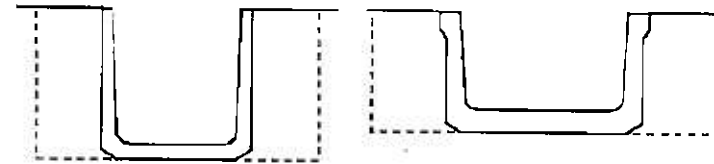
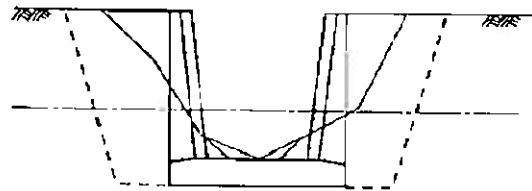
16 ～ 18 鉄筋コンクリート柵渠

鉄筋コンクリートU型 (U-II型)

鉄筋コンクリートU型 (規格外)

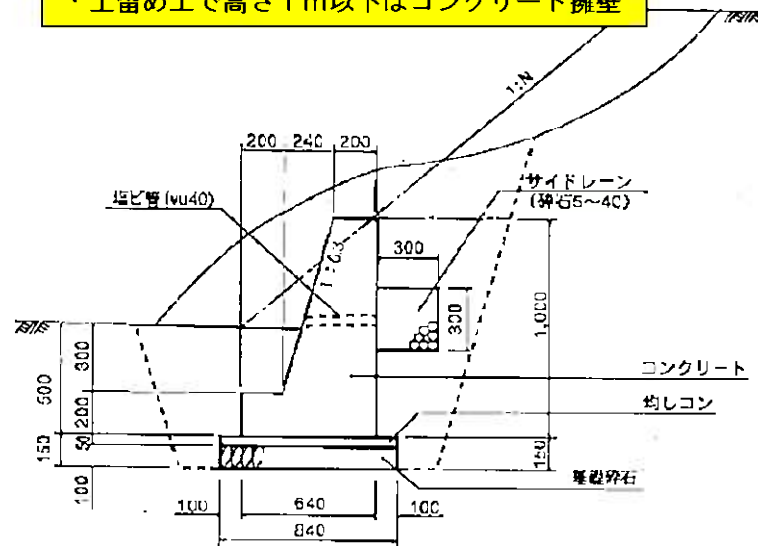
19 ～ 22 U-II型

23 ～ 25

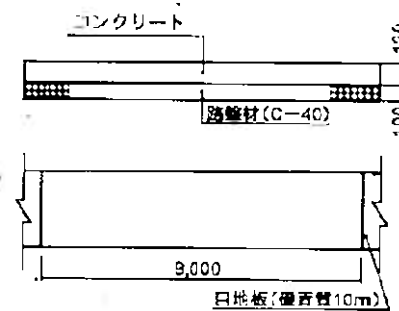


26 コンクリート擁壁工

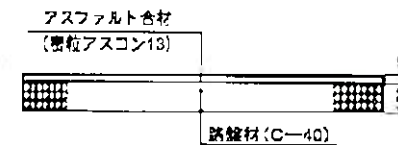
・土留め工で高さ1m以下はコンクリート擁壁



27 コンクリート舗装工



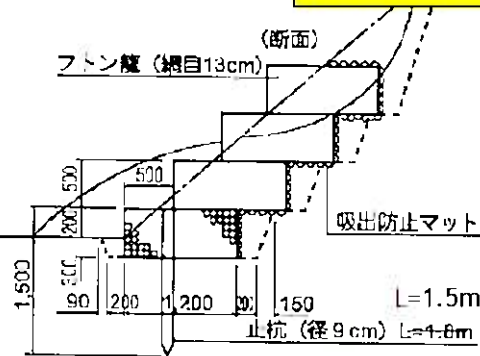
28 アスファルト舗装



フトン籠工、鉄線蛇籠、法枠工、土留柵工、仮設道路

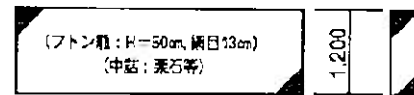
31 フトン籠工（段積）

- ・原則として、湧水がある箇所
- ・小運搬（30m）を含む

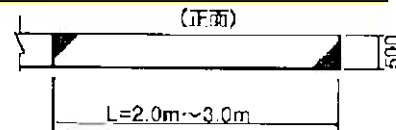


32 フトン籠工（平積）

（平面）

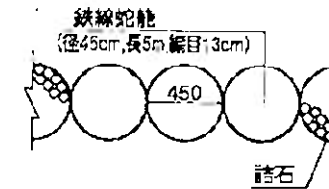


- ・法止工の場合、1 段でも段積
- ・平積は護床工等の場合

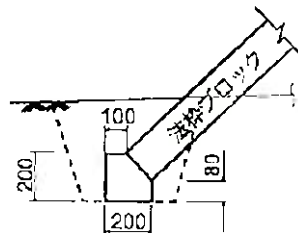
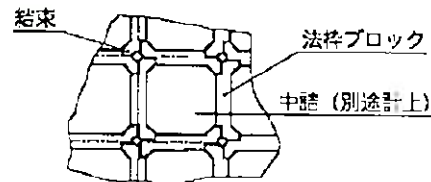


33 鉄線蛇籠

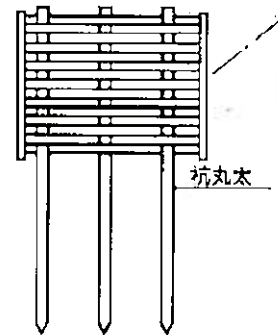
（断面）



35～36 法枠工

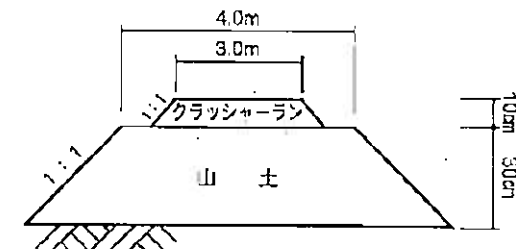
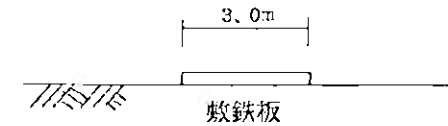


37～38 土留柵工（板柵）



- （柵高0.8m φ12cm、L=2.5m）
- （柵高1.0m φ12cm、L=3.3m）

42～43 仮設道路

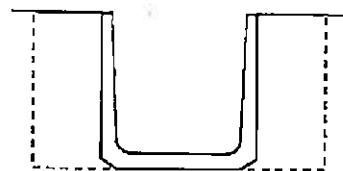


- ・現場条件により必要に応じて計上
- ・必要性や経済比較等の資料を整理

鉄筋コンクリートU型布設替、L型三面張水路、L型二面張水路、帯工

鉄筋コンクリートU型 (U-II型)

44~47 U-II型 布設替

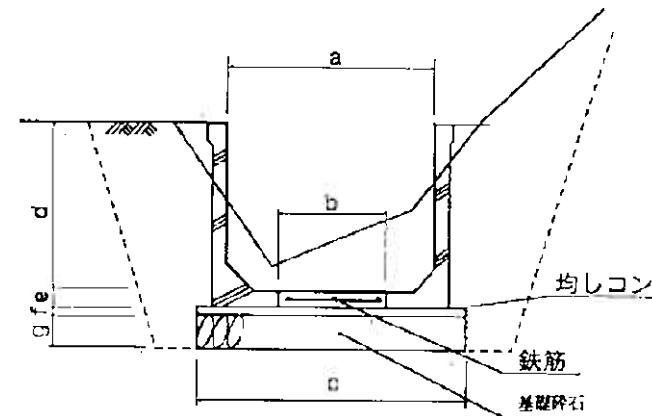


鉄筋コンクリートU型 (規格外)

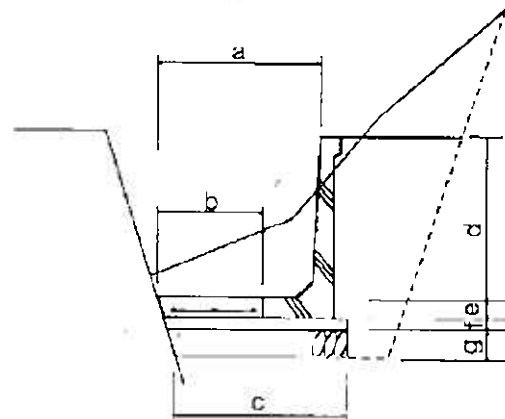
48~50 布設替



51~55 L型三面張水路

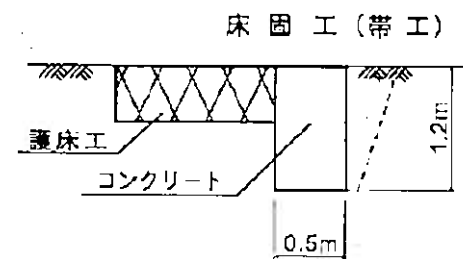


56~58 L型二面張水路

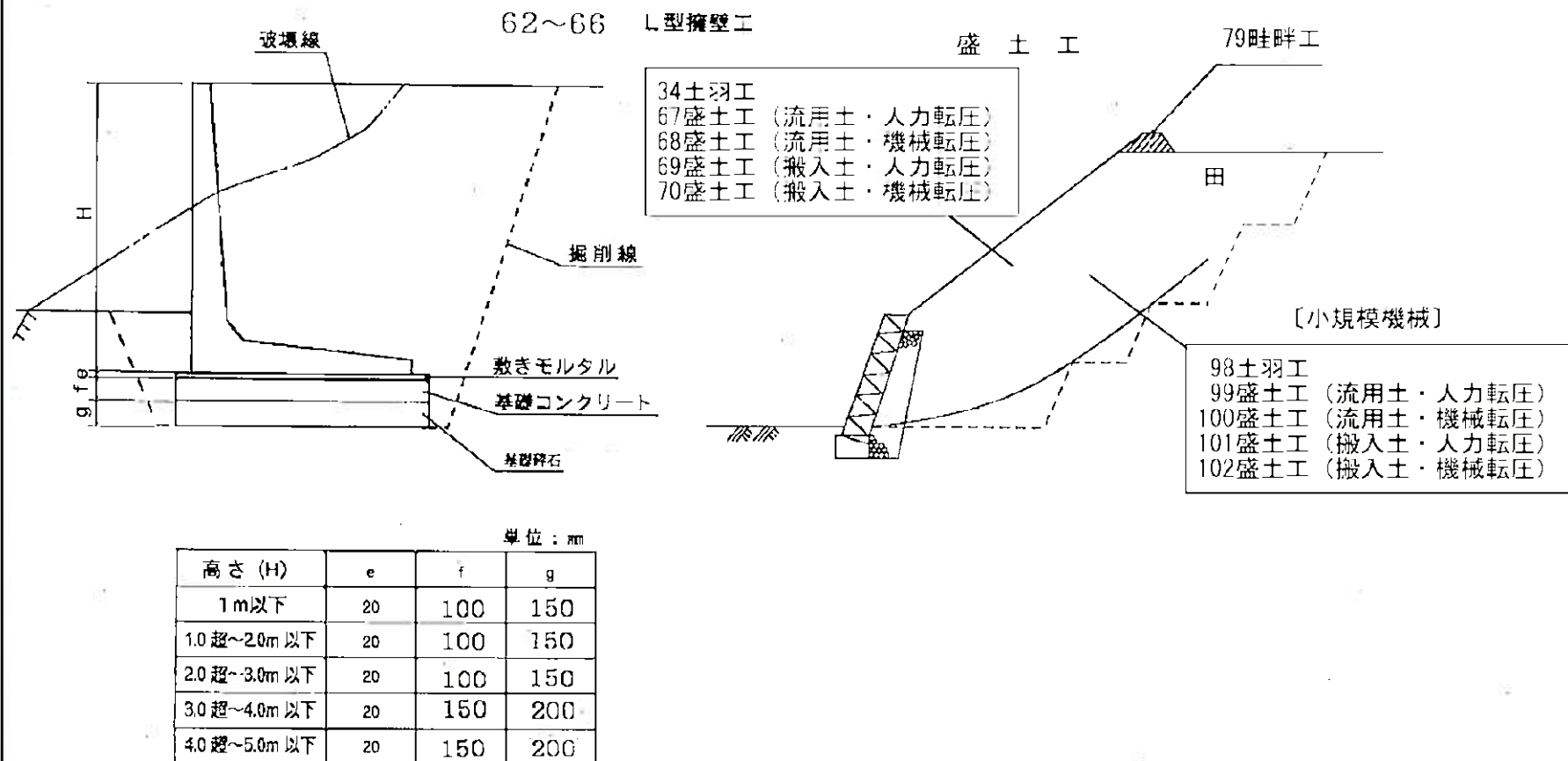


	a	b	c	d	e	f	g
L型三面張水路 1.5m以下	800	500	1,050	800	80	50	150
W H=0.8m以下	1,000	600	1,260	800	90	50	150
W H=0.8m~1.0m以下	1,200	600	1,460	1,000	90	50	150
W H=1.0m~1.2m以下	1,400	600	1,660	1,200	100	50	150
W H=1.2m~1.4m以下	1,600	600	1,860	1,400	100	50	200
L型二面張水路 0.6m以下	600	600	720	600	80	60	150
W H=0.6m~1.0m以下	750	600	870	1,000	80	50	150
W H=1.0m~1.4m以下	1,050	600	1,470	1,400	100	50	200

59~61 帯工



L型擁壁工・盛土工・畦畔工

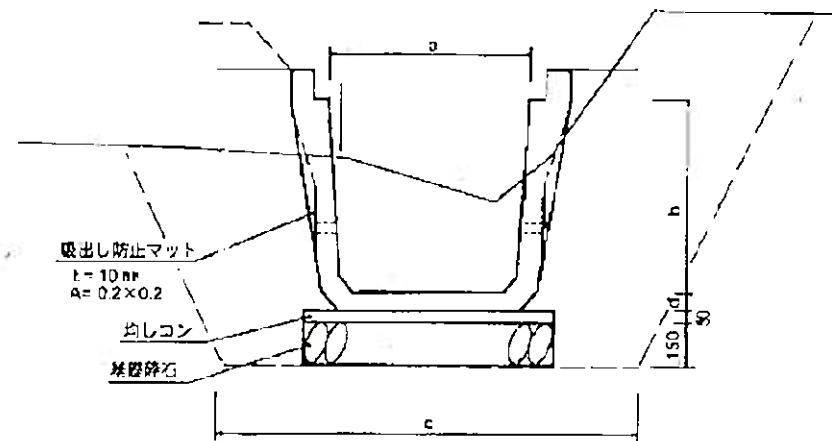
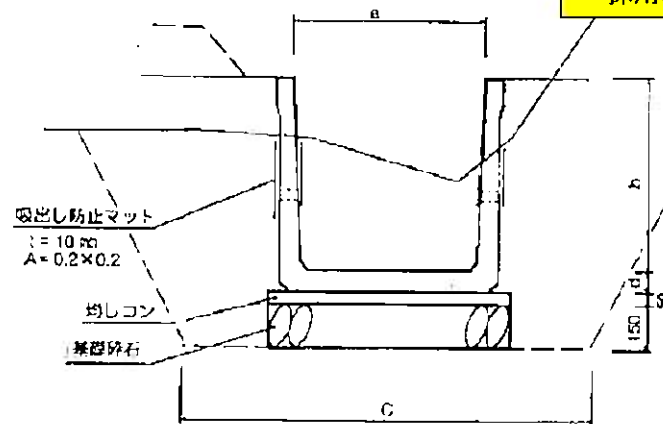


大型水路

73 75 77 大型水路 (T-6)

74 76 78 大型水路 (T-14)

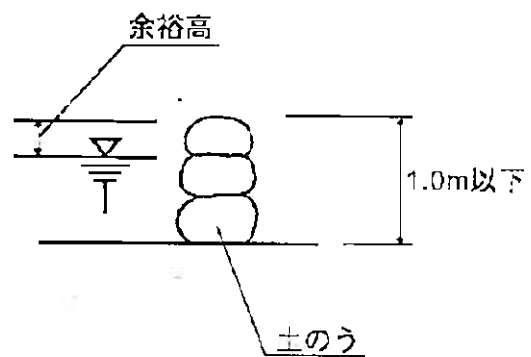
・採用に当たっては、据付用機械の搬入方法等を含め検討



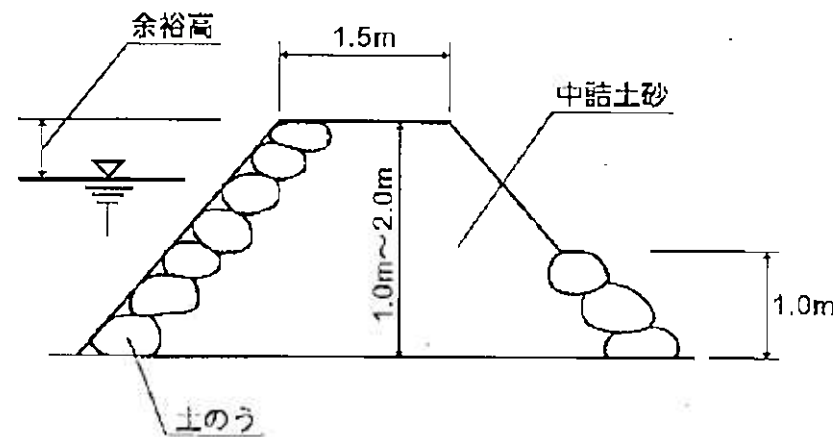
名 称	規 格	a	b	c	d
大型水路	H=0.6超～0.8m以下 (T-6)	700	700	1,480	65
〃	H=0.8超～1.0m以下 (T-6)	900	900	1,690	80
〃	H=1.0超～1.2m以下 (T-6)	1,200	1,000	2,000	90
〃	H=0.6超～0.8m以下 (T-14)	700	700	1,500	85
〃	H=0.8超～1.0m以下 (T-14)	900	900	1,690	95
〃	H=1.0超～1.2m以下 (T-14)	1,200	1,000	2,000	105

仮締切工

83 仮締切 (H=1.0m未満)

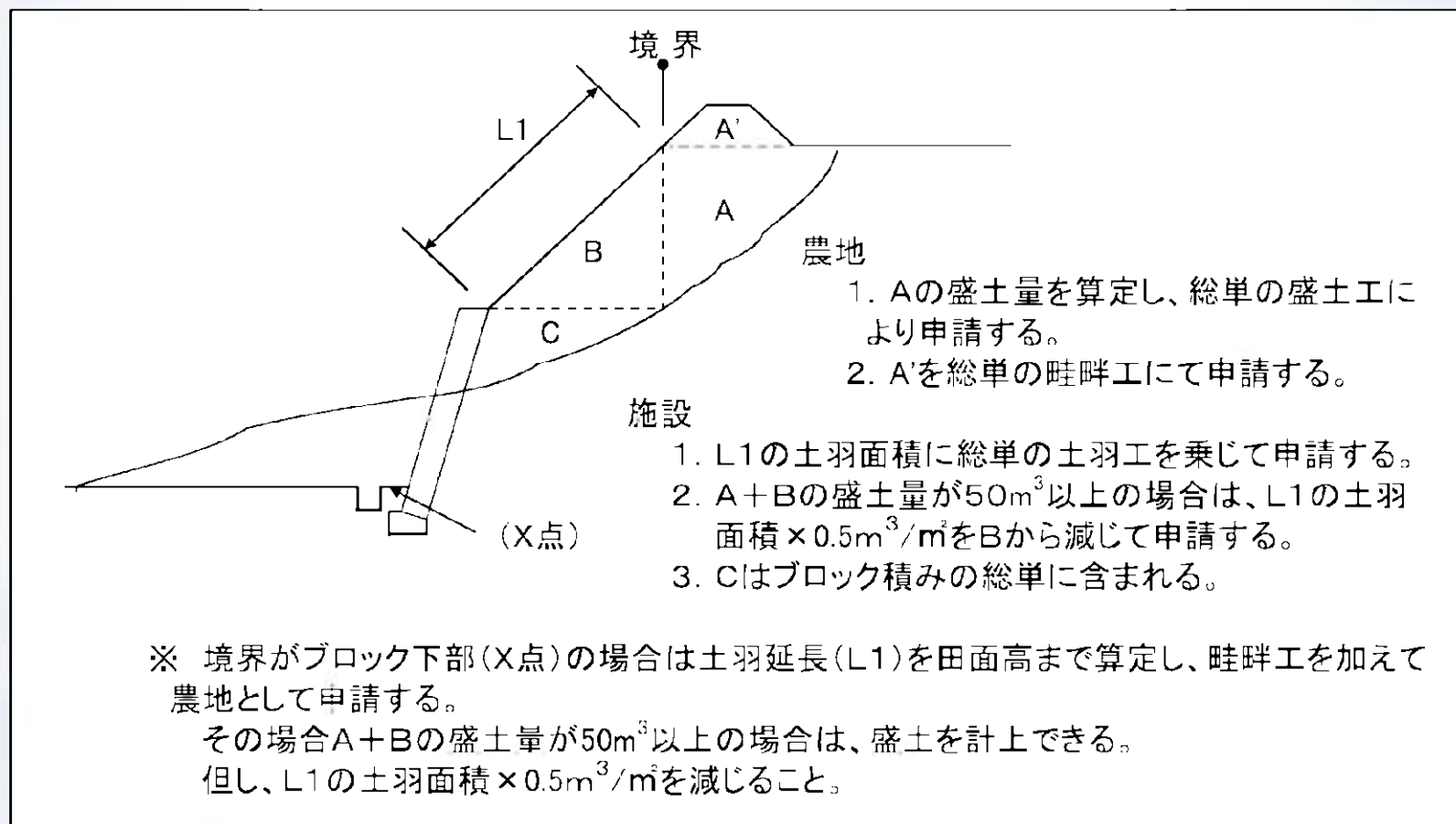


84 仮締切 (H=1.0m以上2.0m未満)

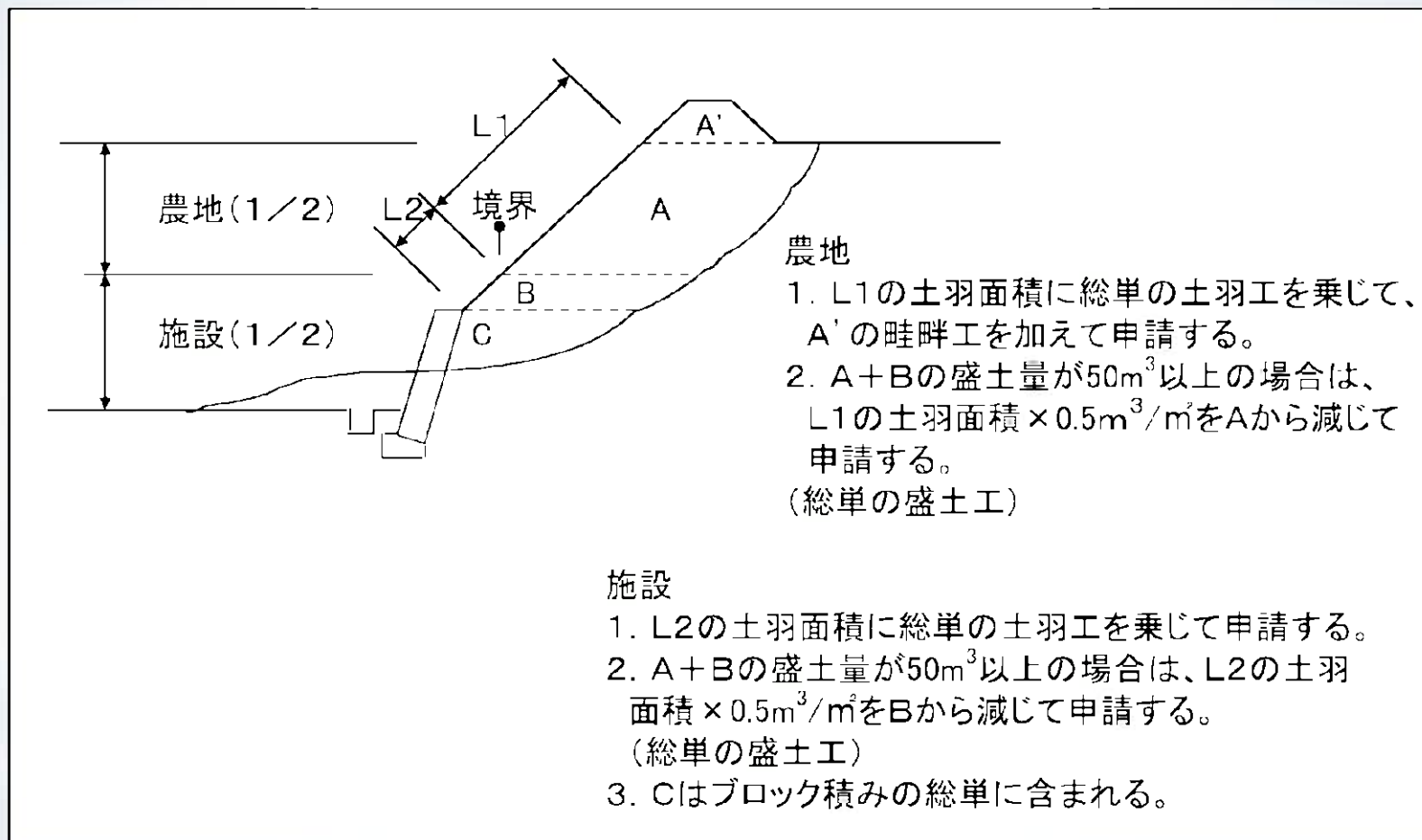


構造物上部盛土の取扱

境界が明確な場合



境界が明確でない場合



1 1 ブロック積工選定表

ブロック積工法選定表				
地区番号: 99-9999 ○地区				
構造物の重要度				
比較的低い場合				高い場合
判断1	・農地等 ・農道(荷重条件:なし~T-11) ・川排水路護岸(転倒のみ検討, 基礎が十分安定) (注) 群衆荷重及び雪荷重は考慮していない			・5mを超える大法の土留 ・幹線道路の土留 ・大きな荷重のかかる橋梁(橋台)まわりの土留 ・川排水路護岸のうち, 浮上の検討が必要な場合
判断2	ブロック積み背面の崩壊面の勾配(※1)			
0.8を超える緩い勾配の場合		0.8以下の急勾配の場合		
判断3	ブロック積み背後の土地利用状況			
農地, 畑, 林道, 道路等の場合		道路, 橋上等の上載荷重がある場合	水田等で上載荷重がない場合	林地等で斜面が安定している場合
参考図				
選定図	選定図1		選定図2	
(※1)「ブロック積みの背面の崩壊面の勾配」は, ブロック積み基礎上の後端と前落面の法線を結んだ勾配で判断する。 ただし, 選定図2の場合で, 現場等の状況により標記の勾配が「安定している」と想定できる勾配と判断される場合は, 選定図1を適用するものとする。				

詳細については,
「災害復旧事業の復旧工法」
(2014年版)のP416～

Ⅱ 査定で気づいたこと

目次

- 1 仮設道路と小運搬
- 2 ブロック積工の選定
- 3 飼料作物作付け地の取り扱い

1 仮設道路と小運搬

(1) 基本的な考え方

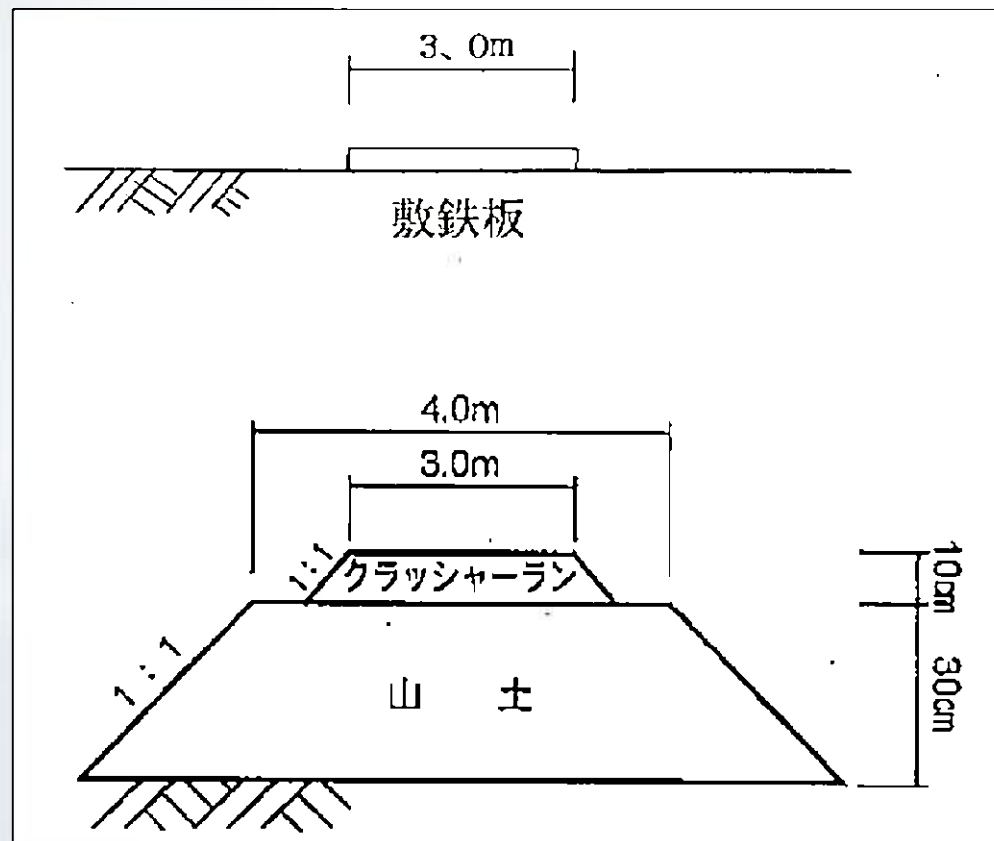
- 材料等の小運搬を必要とする場合は、機械小運搬を原則とするが、機械小運搬が困難な場合は人力小運搬とする。
- 仮設道路は、現地状況により必要に応じて計上できるが、必要性と経済比較等資料は用意すること。
- 仮設道路及び小運搬距離は、公道等荷下ろし地点から工事現場中央部までとする。

(1) 仮設道路の計上方法

○ 仮設道路は、標準機種による残土処理，資材等の運搬ができない場合に計上するのが一般的であり，以下の場合が想定される。

- (1) 地質が悪く資機材の運搬ができない場合。
- (2) 建設機械の搬入出が困難な場合。（人力施工を除く）
- (3) 土工量・資材運搬量が多く，小運搬するより経済的となる場合。
- (4) 工事規模，工期との関係で設置が必要となる場合。
- (5) 仮設道路を設置しないと工事ができない場合。

- 仮設道路の標準断面は、全幅員4.0m（有効3.0m）とする。
- 敷鉄板の幅は3.0m（有効幅員）とする。



・ ほ場内に仮設道路を設置する場合は、地権者の事前了解が必要

(2) 小運搬の計上方法

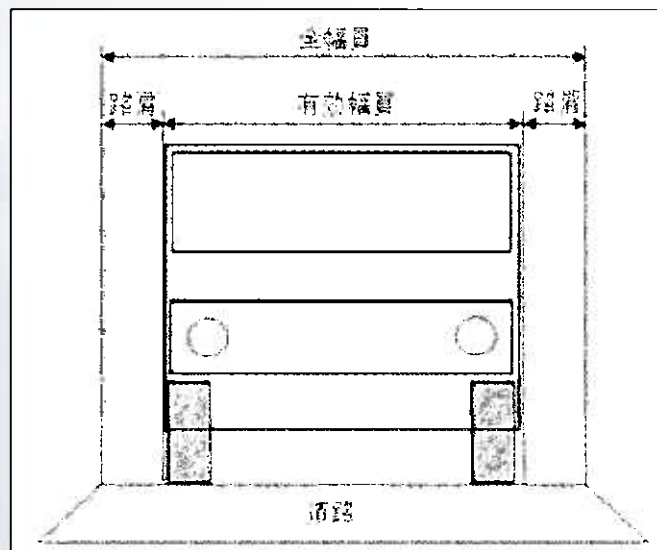
- 小運搬には、特装車と手車がある。
標準機種による残土処理，資材等の運搬ができない場合に計上するのが一般的であり，以下の場合が想定される。

- (1) 仮設道路を作るより小運搬が経済的となる場合。
- (2) 現場条件が厳しく 標準幅員の仮設道路が設置できない場合。

ただし，標準幅員の仮設道路が設置できない場合でも，幅の狭い仮設道路で施工が可能と判断される場合（小規模機械施工で資材搬入が可能な場合等）は，仮設道路を積み上げ計上し，小運搬は計上しないものとする。

※参考

- 材料運搬トラックの規格は一般的に 8 ton, 車幅は2.35 m程度であることから, 有効幅員が2.5mあれば資材の搬入が可能。
- 不整地運搬車の規格は一般的に3.5～4.0ton, 車幅は2.0 m程度であることから, 有効幅員が2.5mあれば材料の機械小運搬が可能。



・ 材料等の小運搬を必要とする場合は, 機械小運搬を原則とするが, 機械小運搬が困難な場合は人力小運搬とする。

・ 小運搬距離は, 荷下ろし地点から工事現場中央部までとする。

(3) 「小運搬のための仮設道路」はあり得るか

○ 小運搬できる通路がある場合の現場条件では，小運搬用の仮設道路は計上しないものとする。

ただし，現況幅員が狭く危険な運搬作業となる場合や橋を架けないと運搬困難となる場合等，仮設道路を設置しなければ小運搬できない条件では，仮設道路の幅員及び延長の必要性を説明するものとする。

2 ブロック積工の選定（既設有り・無しの場合）

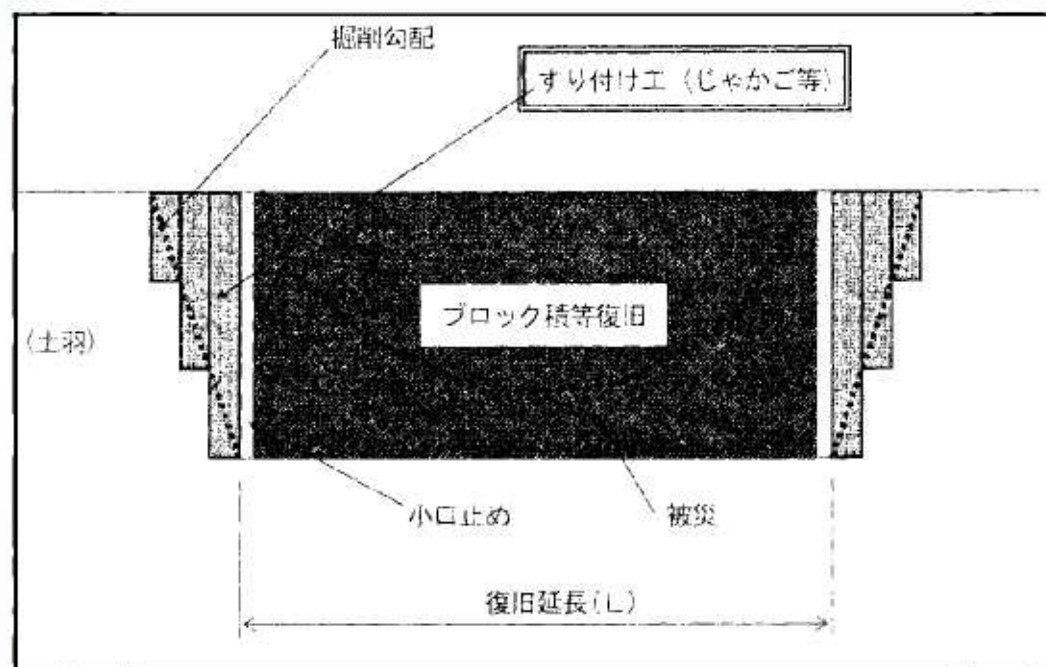
被災箇所		申請時	実施時	
現場条件 1	現場条件 2		安定計算	計画変更
既設ブロック積【有り】	既設ブロック積の現場条件と【同じ】	・既設合わせて申請 ※既設ブロック積の勾配、天端幅（裏コン厚さ）の写真を添付する。 ※選定表は添付しない。	・安定計算は実施しない。	
既設ブロック積【有り】	既設ブロック積の現場条件と【異なる】	・選定表又は安定計算で申請 ※現場条件（高さ、上載荷重、崩壊面の勾配等）が異なる理由を説明する。 ※勾配と裏コンの組み合わせで2ケース候補となる場合、経済比較により選定する。 - また、小運搬が必要な場合は、小運搬の費用を含めて経済比較を行う。	・申請が選定表の場合、安定計算を実施することが望ましい。（会計検査への対応）	・申請時は選定表で、同じ条件で実施時に安定計算を行い構造変更となった場合で、増減率30%未満かつ増減額200万円未満の場合は、軽微な変更として取り扱う。
既設ブロック積【無し】		・選定表又は安定計算で申請	・申請が選定表の場合、安定計算を実施することが望ましい。（会計検査への対応）	・申請時は選定表で、同じ条件で実施時に安定計算を行い構造変更となった場合で、増減率30%未満かつ増減額200万円未満の場合は、軽微な変更として取り扱う。

※被災箇所と既設ブロック積の現場条件が同じとは、同一法面において、高さ、上載荷重、崩壊面の勾配等が同一のことをいう。

- 既設ブロック積がある場合でも，
 - ① 現場条件が異なる場合
 - ② 隣接せず，今回の被災箇所と距離がある場合

→選定表を参考に，必ず安定計算を行うこと。

水路護岸等のすり付け工の取扱い（ブロック積工の場合）



- 新設護岸等の起点，終点の上下流が土羽のため，護岸等の施工に当たって生ずる埋め戻し部分が，地形，土質等により浸食の恐れが強く，再度災害防止の観点から必要と認められる場合，最小限のすり付け工を設置できる。
- 査定設計書に計上する復旧延長には，すり付け工延長は含まない。ただし，査定設計書にはすり付け工として図面，金額等を明示する。

3 飼料作物作付け地の取り扱い

区 分	定 義	災害復旧事業の申請
飼料作物栽培地	・飼料作物を栽培している土地で、いつでも耕作し得る(他の作物を栽培することが可能な状態)土地 ・統計上の地目は、畑のうち普通畑	○
採草放牧地	・農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの(農地法第2条)	×
牧草地	・主に永年牧草地として利用する土地 ・統計上の地目は畑のうち牧草地	・草地造成事業等により造成され現に肥培管理(年1回以上施肥又は追播)を行っている牧草地の災害復旧事業は、次の定めによる (1)農地の災害復旧事業にあつては、1団地の面積がおおむね0.5ha以上に係るもの (2)施設の災害復旧事業にあつては、1団地の面積がおおむね3ha以上に係るもの

Ⅲ 農地・農業用施設災害 復旧事業委託業務参考資料

目次

- 1 適用範囲等
- 2 主な改定内容
 - (1) 作業項目の変更
 - (2) 業務単位の変更
 - (3) 積算体系の変更

1 適用範囲等

- 本資料は、「市町村向けの参考資料」
- 県内で発生した農地・農業用施設災害復旧事業のうち、発注機関（市町村等）が提示する標準断面図等により設計を行う委託業務が対象
- 以下の工種は対象外
 - ・ 区画整理
 - ・ 重要構造物等（ため池，頭首工，橋梁，特殊工法（補強土壁工法，補強アンカー工法，推進工法等））
- 平成30年4月1日以降に市町村が契約するものから適用

2 主な改定内容（平成30年度）

（1）作業項目の変更

- ① 作業計画を追加【農地・施設共通】
→ 測量作業前の作業計画立案
- ② 対象法高（平均直高）区分を追加
【農地（流出・埋没）以外】
→ 2 m以下／2 m超 4 m以下／4 m超 6 m以下
- ③ 測量標準作業項目の変更
→ 仮BM測量，4級基準点測量，中心線測量を追加

(2) 業務単位の変更

区分	現行	改定
農地	1地区当たり	<u>1筆</u> 当たり
施設	1地区当たり	<u>1工区</u> 当たり

(3) 積算体系の変更

(現行) 測量，設計とも測量業務積算の体系

(改定) 測量は測量業務積算，設計は設計業務積算の体系